

海外経済要録

国際機関

◇IDA(国際開発協会、通称第2世銀)の資金強化案

IDA加盟国中第1部国(工業国)16か国の当初出資予定額743百万ドルは、明年中に払込みを完了することとなっているが、融資活動の活発化に伴いさらに資金強化の必要が高まったため、9月9日の理事会において、第1部国のみが1965年から3年間、毎年250百万ドル、合計750百万ドルの資金を拠出することを決定した。

今回の拠出金は追加出資としてではなく、分担金(contributions)として払い込まれ、したがって投票権計算の基礎として算入されない。これは、増資の場合は、第2部国(非工業国)を含め全加盟国の一率増資(投票権比率を変えない)が原則となっており、第1部国のみの増資が不可能なためである。

ただし、クウェートは拠出に参加せず、また新規加盟申請中のベルギーおよびルクセンブルグについては、分担金の一部が出資額に充当される。

各国の払込み予定額等

(単位・千ドル)

	今回の強化案による払込予定額	当初出資による割当額
豪 州	19,800	20,180
オーストリア	5,040	5,040
ペルギー	16,500	—
カナダ	41,700	37,830
デンマーク	7,500	8,740
フィンランド	2,298	3,830
フランス	61,872	52,960
西ドイツ	72,600	52,960
イタリア	30,000	18,160
日本	41,250	33,590
クウェート	—	3,360
ルクセンブルグ	750	—
オランダ	16,500	27,740
ノルウェー	6,600	6,720
南アフリカ	3,990	10,090
スウェーデン	15,000	10,090
英 国	96,600	131,140
米 国	312,000	320,290
合 計	750,000	742,720

なお、この措置は、明年3月1日までに少なくとも分担金拠出総額750百万ドル中600百万ドルを負担する12か国の批准が得られた後に、正式に発効することとされている。

米州諸国

◇米国、8月末の特別中期債券発行残高

ドル防衛策の一環として行なわれている外国中央銀行および政府に対する当該国通貨建て米国財務省中期債券(市場性のない特別証券)の売却残高は8月末現在次のとおり総額705百万ドルに達した。

外貨建て財務省中期債券発行残高

1963年8月末現在

相手国	金額	発行日	期間	償還日	利率	証券形態
スイス	百万ドル		ヶ月		%	
	23	62.10.18	15	64. 1.20	2.75	Bond
	28	62.11. 8	16	64. 3. 9	2.75	〃
	30	63. 1.24	16	64. 5.25	2.82	〃
	22	63. 4. 1	15	64. 7. 1	2.82	〃
	23	63. 4. 4	17	64. 9. 4	2.83	〃
	23	63. 5.16	18	64.11.16	2.82	〃
イタリア	25	63. 7. 1	18	65. 1. 1	2.89	〃
	小計175 (注)					
西ドイツ	50	62.11.30	15	64. 2.28	3.00	Bond
	50	62.12. 7	15	64. 3. 9	3.00	〃
	25	63. 3.29	24	65. 3.29	3.27	〃
	75	63. 6.28	24	65. 6.28	3.30	〃
	小計200					
オーストリア	50	63. 1.24	15	64. 4.24	3.13	Bond
	50	63. 1.24	18	64. 7.24	3.18	〃
	50	63. 2.14	21	64.11.16	3.09	〃
	50	63. 2.14	24	65. 2.15	3.14	〃
	25	63. 7.11	24	65. 7.11	3.55	〃
	50	63. 8.28	24	65. 8.28	未詳	〃
	小計275					
ベルギー	25	63. 4.26	18	64.10.26	3.23	〃
	20	63. 5.16	24	65. 5.16	3.26	〃
	10	63. 5.20	24	65. 5.20	3.22	〃
残高計	小計 30					
	705					

資料: Treasury Bulletin 1963年8月号および Federal Reserve Bulletin 1963年9月号。

(注) 端数切捨てのため内訳は小計に一致しない。

なお、このほか外國中央銀行および政府引受けのドル建中期債券の発行残高は、7月末現在 610 百万ドルに上っている。

〔訂正〕 本月報 9月号59ページ「米国、外貨建財務省中期債券の発行」中、スウェーデン・リクスバンクが25百万ドル相当のスウェーデン・クローネ建債券を購入したとあるはドル建債券の誤りにつき訂正します。

増である。すなわち、上半期中の民間長期資本流出額は、季節調整済み年率で約42億ドルに達し、ここ数年の水準に比べ際立った増加を示している。内容的にみると、直接投資の増加もさることながら、その他の長期投資(主として新規発行外債の引受け)が多額に上っている。

◇米国、連邦準備制度のスワップ取決め額拡大

ニューヨーク連邦準備銀行は10月10日、西ドイツおよびイタリアとのスワップ取決め額をそれぞれ従来の150百万ドルから250百万ドルに、またオランダとの取決め額を50百万ドルから100百万ドルに増額した旨発表した。この結果、取決め総額は18億ドルとなった。国別スワップ取決め額の一覧は次のとおり。

連邦準備制度のスワップ取決め一覧

(単位・百万ドル)

相手銀行	当初協定締結日	当初協定金額	増額協定締結日	10月10日現在の金額
フランス銀行	1962. 3. 1	50	1963. 3. 4	100
英蘭銀行	5.31	50	1963. 5. 29	500
オランダ銀行	6.13	50	1963. 10. 10	100
ベルギー国立銀行	6.20	50		50
カナダ銀行	6.26	250		250
国際決済銀行 (注)	7.16	100		100
スイス国立銀行	7.16	100		100
西ドイツ・ブンデスバーン	8. 2	50	1963. 1. 17 1963. 10. 10	250
イタリア銀行	10.18	50	1962. 12. 6 1963. 10. 10	250
オーストリア国立銀行	10.25	50		50
スウェーデン銀行	1963. 1.17	50		50
合計				1,800

資料: Federal Reserve Bulletin 1963年9月号。

(注) スイス・フラン使用

◇米国、1963年上半年中の国際収支

本年上半期中の米国国際収支赤字は、季節調整済み年率で42億ドルと、昨年同期(20億ドル)に比し倍以上の悪化となった。うち第1四半期の赤字額は34億ドル、第2四半期のそれは50億ドルへ増大している(次表参照)。もっとも、上半期中に行なわれた財務省特別中期債券の対外売却額のうち、短期証券に転換可能の分も黒字要因として計上すれば、上半期中赤字額は季節調整済み年率で32億ドル(第1四半期20億ドル、第2四半期44億ドル)となる。

上半期中の赤字増大の主因は、民間長期对外投資の著

米国国際収支の推移

(単位・百万ドル)

	1961年	1962年	1963年	
			第1四半期	第2四半期
A. 通常取引 (季節調整済み)	- 3,043	- 3,573	- 959	- 1,281
1. 貿易収支	5,416	4,334	1,018	1,331
2. サービス収支	2,560	2,860	760	679
3. 送金・年金	- 705	- 736	- 212	- 207
4. 軍事支出	- 2,532	- 2,368	- 567	- 512
5. 政府資本収支	- 3,370	- 3,517	- 880	- 1,201
6. 民間資本	- 3,507	- 3,118	- 956	- 1,439
a. 長期資本流出	- 2,609	- 2,766	- 1,013	- 1,081
直接受資	- 1,598	- 1,557	- 501	- 462
その他の長期投資	- 1,011	- 1,209	- 512	- 619
b. 短期資本流出	- 1,541	- 507	- 84	- 601
c. 外国長短資本流入	643	155	27	243
7. 記録外取引および誤差	- 905	- 1,025	- 122	- 68
B. 特別取引 (季節調整前)	673	1,387	458	171
1. 政府貸付の期限前返済	668	666	25	34
2. 兵器輸出代金前受	5	470	20	5
3. 特別中期債券売却	-	251	413	142
a. 短期に転換可能のもの	-	-	350	152
b. 短期に転換不可能のもの	-	251	63	10
C. 総合収支(A+B)	- 2,370	- 2,186	- 501	- 1,110
2. 総合収支(A+B-Bの3a)	- 2,370	- 2,186	- 851	- 1,262
D. 外国保有ドル増減(-)	1,764	653	307	906
うち公的保有	681	453	87	762
E. 米国準備資産増(-)減	606	1,533	32	124
1. 金	857	890	111	116
2. 外貨	- 116	17	33	6
3. IMFポジション	- 135	626	46	2

資料: Survey of Current Business 9月号。

欧州諸国

◇E E C、イランとの通商協定調印

10月14日、E E Cとイランとの間の通商協定が調印され、明1964年から発効することになった。本協定はE E Cが域外国との間に締結する最初の通商協定であって、共通通商政策の確立がE E C当局の緊要の課題となっているだけに、今回の協定はそのテストケースとして注目されている。協定の概要は次のとおり。

(1) 適用期間は3年間であるが、延長することもできる。

(2) EECがイランから輸入する若干の品目の関税を引き下げる(干ぶどう8%→7.2%、干あんず8%→7%、キャビア30%→24%、またじゅうたんの関税は1m²当り4.5ドルをこえてはならない)。

(3) 干ぶどうについてはとくに輸入総量の75%以内に限り関税を2%に引き下げる。

(4) EEC、イラン双方間の貿易動向を注視するとともに、双方の通商当局に必要と認められる諸措置を勧告する。

◇英國貨幣制度の十進法化に関する答申

政府の諮問により過去2年半にわたり英國貨幣制度の十進法に関し検討中であった Halsbury Committee(正式名称は Committee of Inquiry on Decimal Currency)は、9月23日次のとおり内容の答申を大蔵大臣に提出した。

(1) 現行のポンド・スターリングの呼称および価値は、基本的通貨単位としてこれを維持し、その百分の一に相当する新通貨単位セントを設ける(1セントは現行の2.4ペニスに相当)。

(2) 新通貨体制への移行には、少なくとも3年の準備期間を要し、完全移行まではさらに2年を要する。流通面における新通貨への移行日は最も早い場合でも1967年2月と見込まれる。

(3) 新通貨制度の実施に要するコストは約1億ポンドと見込まれ、実施が上記の時期より遅れる場合にはコストはさらに増加するであろう。

なお、本委員会は6名の委員(注)より構成されているが、上記答申は4対2の多数決で決定されたものであり、少数意見として現行10シリングに相当する新基本通貨単位を設けようとする案があったと伝えられている。

一方、政府は今後この答申内容を検討したうえ、いずれその見解を明らかにするものとみられる。本報告に対して一般経済界、言論界さらには諸外国の論調もおおむね賛意を表明しており、政府が答申を採用することはほぼ確実との見方が一般的であるが、明年の総選挙が終わるまで特別な措置をとることはないであろうとの見方もある。

(注) 本委員会の構成メンバーは次のとおり。

The Rt. Hon. the Earl of Halsbury (Chairman. 前BBC会長)
Professor R. G. D. Allen, C. B. E. (London 大学教授)
Mr. V. N. Ely. (Elys Ltd.)
Dame Anne Godwin, D. B. E. (TUC)
Mr. J. M. A. Smith (National Coal Board)
Mr. R. G. Thornton (Barclays Bank)

◇ロンドン市長招待晩餐会における、モードリング蔵相およびクローマー英蘭銀行総裁の演説

10月16日に行なわれた恒例のロンドン市長招待晩餐会における speech で、モードリング蔵相およびクローマー英蘭銀行総裁は次の諸点を明らかにした。

1. モードリング蔵相

(1) ロンドンの financial centre としての独自の地位を維持するため今後とも積極的に努力する。すでに昨年来持參人払証券制度の導入、有価証券取引税の引き下げなどの措置を講じてきたが、今後は外貨準備に影響を与えない外貨借款をほとんど無制限に許可し、また、輸出増進のための loan を優遇する。

(2) 地方公共団体の短期資金借入は、金融政策の及ぶ範囲外にあるため従来種々の問題を提起した。したがって、今後は3ヶ月ものまでの借入を当該地方公共団体の全負債の15%、1年ものまでは同20%に制限し、各地方公共団体が向こう4年間に上記限度にまで引き下げるのを提案する。同時に地方公共団体は今後 Public Works Loan Board(公営事業局)をより容易に利用できることとし、第1年は長期借入需要の20%、第2年には30%、第4年には最終的に50%までを公営事業局から借り入れるようにしたい。このために国の必要とする追加資金は第1年に200百万ポンド、最終的には500百万ポンドが見込まれる。

(3) 本年度予算演説において、われわれの目的は「インフレなき拡大」であると述べたが、当面の経済諸指標は英國経済がこの方向に向かいつつあることを示している。しかし、輸出増進のためのなおいっそうの努力が必要であることを強調したい。

2. クローマー英蘭銀行総裁

(1) 英蘭銀行は、今春ロンドン手形交換所加盟銀行の最低流動比率を29%まで引き下げるのを承認したが、さらに最近来年4月までの間これを28%まで引き下げるのを承認した。従来の30%という数字には歴史的理由があるが、通信の発達により資金コントロールが効率的になりつつある現在では、30%より低い数字を採用することに問題はないと思う。これは経済発展の一助ともなる。また今後必要が生ずれば特別預金制度を発動してこれに対処することができる。

(2) 本年は経済拡大の年に当たっている。景気が過熱化して引締め政策がとられるようなことは好ましくない。しかし、将来への配慮として、G.N.P. 中公共部門のウェイトが過度を占めている今日、当局の政策が民間産業活動の抑制に集中し、輸出など経済拡大の阻害要因とならないよう、財政、金融政策のあり方を検討

しておく必要がある。

(3) 蔵相がロンドンの financial centre としての独自の地位を維持強化しようと声明したことを歓迎すると同時に、今後さらにこの面での制限緩和措置の採られることを期待する。

とができる。

◇西ドイツ、銀行家大会開催さる

西ドイツ銀行家大会(毎5年ごと)は10月14、15日の両日にわたりミュンヘンにおいて開催された。本大会には西ドイツ内外の著名銀行家が参加、欧州資本市場に関する諸問題を中心意見の交換が行なわれた。とくにアプス頭取(ドイチュ・パンク)およびミュンヒマイヤー氏(ミュンヒマイヤー銀行役員)の発言は、国際的資本市場育成をねらった新提案を内容とするもので、内外で反響をよんでいる。

(1) アプス頭取の欧州資本市場統合案の骨子

イ、欧州における証券消化能力を拡大するため、欧州各國(英國などEFTA諸国を含む)の諸銀行からなる国際的証券引受団を設立する。

ロ、この引受団は、個々の新規債につき、国別売出し額を定め、売出しを実施する国の通貨建証券を公募する。なお、表面金利は一率とするが売出し価格は国別に定め、結局応募者利回りに国別較差をつける。したがって、国別実勢金利差は利回り較差に反映することになる。

ハ、国別利回り較差により裁定資金が移動する可能性も生ずるが、反面、投資大衆は自国通貨建証券を最も好むものであるから、裁定資金はそれほど移動しないとも考えられる。

ニ、欧州資本市場の拡大は、上記のようにして引受け機能の強化を進めつつ、域外とくに米国証券(ことに株式)の取扱量をもふやし、資本交流の調和をはかることによって達成される。

(2) ミュンヒマイヤー氏の国際輸出金融機関創設案の骨子

イ、輸出金融面でのシェアー獲得競争を正常化し、かつ国際的資本市場の発展を促進することを目的として欧州主要銀行からなる国際輸出金融機関を創設する。

ロ、同機構の資本は、加盟銀行(任意加盟)、各國政府が拠出するほか、民間資本市場から調達する。

ハ、輸出信用のリファインを主要業務とするが、上記資本市場での資金調達を通じて国際的逃避資本を吸収し、それを輸出金融に向けることにより、間接的ながら欧州資本市場の育成にも資すること

◇西ドイツ、フーゴ・スチンネス財閥の破綻

かねてからの放漫経営により不振を続けていたフーゴ・スチンネス2世系の会社(アトラス造船会社など)は、このほど、輸入石炭補償の不正受取分返済を余儀なくされ、ついにミュンヒマン頭取(インダストリークレジット・バンク)のあっせんによりその資産を処分することになった。こうして、第2次大戦前には欧州最大の財閥の一つといわれたスチンネス・コントエルンの一角がくずれざることとなったが、このあたりを受け、上記スチンネス2世系企業とは取引上ないし法的・的に直接関係なく、しかも相当の業績(年間売上高700百万マルク)をあげていたスチンネス夫人(2世の母)およびオットー・スチンネス系の企業も10月14日倒産に追い込まれることになった。

これは、2世系企業の破綻が他の企業に波及することをおそれた外国銀行が、スチンネス夫人およびオットー・スチンネスの所有する企業から融資を引き揚げたことのほか、一部債権のコゲ付き、外部からのテコ入れの失敗などによるものであるが、このためスチンネス財閥の中核であった持株会社(Hugo Stinnes oHG)およびフーゴ・スチンネス・バンクも結局支払停止の措置を探らざるを得ない事態に至った。

なお、夫人およびオットー系企業のうち破産を宣告された主要会社は、Hugo Stinnes Brennstoff, Eisen u. Schiffahrts会社(燃料、鉄、海運)、Stinnes Schrotthangel会社(スクラップ)、Stinnes Schneidbetrieb会社(金属加工)などであるが、姉妹会社の前記総売上高の過半を占めるといわれるBrenntag会社(石油)は経営内容も悪くはなく、破産を免れる模様である。

かかる一連の連鎖反応のうち、とくに持株会社およびフーゴ・スチンネス銀行の倒産から、株式市場は一時かなりの影響を受け、ことに急落気配の相場に刺激された大衆の標準銘柄買いが殺到、これを受けて玄人筋のカラ売りが行なわれるなど波乱が目立った。しかし、こうした市場の動搖もスチンネス問題の輪郭が明らかとなるにつれ次第に落着きを取り戻しつつある。

なお、スチンネス銀行の倒産について金融界ではかなり冷静に受け取られている模様で、今後もとくに大きな混乱は起こらないとの見方も強いが、西ドイツ銀行協会では9月初めに10百万マルクの加盟銀行預金者保護基金を設立したやさきのことでもあり、金融界が直接間接どういう態度に處するか注目されている。

◇スイス、BIS、ニューヨーク連銀のスワップ操作

スイス国民銀行、BISおよびニューヨーク連銀は9月末215百万スイス・フラン(約54百万ドル)相当の金・ドル・フラン・スワップ操作を実施した。すなわち、ニューヨーク連銀はBISから取得したフランを、スイス国民銀行からの米ドル購入に充当、他方国民銀行は連銀より取得したフランをBISに対して金と引き換えて売却した。この結果、9月末国民銀行金保有高は10,822百万フラン(約27億ドル)に達した。

なお、国民銀行の外貨保有高は、外資の流入が9月中旬引き続き大きかったため、上記スワップ実施によるドル流出にもかかわらず、月中80百万フラン(約20万ドル)増加し、月末残高は849百万フラン(約212百万ドル)となつた。

また、10月上旬再び137百万フラン(約34百万ドル)相当の同様のスワップが実施された。

アジア諸国

◇フィリピン、支払準備率引上げ

フィリピン中央銀行は、8月5日、市中銀行の定期預金および貯蓄預金に対する支払準備率を5%(法定最低限度)から6%に引き上げる旨発表した(要求預金の19%は据置き)。これは輸出の引き続く好調、経済5か年計画(1962年7月~67年6月)の本格化に伴う公共投資の増大(本年度開発支出予算は前年度比39%増)に加え、最近におけるマニラ港湾労働者の長期ストもあり、インフレが懸念されるに至ったため、その予防的措置としてとられたものである。

◇フィリピンにおける投資開発会社の設立

Philippine National Bank(一部政府出資の商業銀行)は、政府の経済開発5か年計画に協力し、自國企業の育成発展をはかるため、短期商業金融に限られた同行の業務活動を補完する必要上、7月22日、同行の子会社である Binalbagan Estate, Inc.(全額同行出資の不動産会社)を発展解消し、中・長期融資専門の投資開発会社(National Investment and Development Corp.)を新設した。同社の概要は次のとおり。

1. 事業内容

- (1) 不動産、動産を担保とする中・長期貸付
- (2) 株式の引受け
- (3) 企業の借入金、その他債務の保証
- (4) 経営、技術の援助指導

2. 資本金

授権資本100百万ペソ(当初払込み16百万ペソ)

当初払込金は、Binalbagan Estate, Inc. の清算金8百万ペソおよび Philippine National Bank の1962年度純益の半額8百万ペソをもって充当。なお、今後毎年同行の純益の半額を払込金に充当の予定。

3. 資金調達

さしあたり、払込資本金のみで発足し、漸次世銀、国際金融公社(IFC)、外銀など海外からの長期資金借入および国内の公務員保険機関(Government Service Insurance System——政府職員の生命保険、恩給、政府財産の保険業務などの取扱機関)、保険会社などからの資金借入をはかっていく予定。

4. 役員

7名、うち6名は Philippine National Bank より派遣。